

# 後志地本通信

2012. 12. 28  
— 第 5 号 —

自治労北海道  
後志地方本部  
〒044-8588  
倶知安町北1条東2丁目  
後志総合振興局内  
TEL 0136-22-6636  
FAX 0136-21-2105  
mail  
chihon6636@joy.ocn.ne.jp

条例改正  
当手改正  
退職一部

## 国公準拠ではなく

## 地公の実態に合わせた改正を

12月21日（金）自治労会館で道本部と市町村退職手当組合が「退職手当条例等の一部改正について」の1回目の交渉を行い、地本専従者も参加した。冒頭、藤盛副委員長はこの間協力いただいた署名28、832筆を提示し「この1筆1筆は職員個々の切実な思いであり、重く受け止めてほしい。」と手渡した。

交渉では、施行期日を国と同様の13年1月1日とせず、13年4月1日としたことについては評価するとし、経過措置については、

国と同様の期間で調整率の通減をすることについて、国と地方の人事の違い、年度途中で退職者が出ることによる住民サービスへの影響等をあげ、「国に準ずることが、組合の基本方針である」とした退手組合に対し「年度途中で職員が辞めなくてもいいような仕組みを作っていたいただきたい」と強く求めた。また、早期退職者の取り扱い、勤続11年未満の公務外死亡等退職者に対する取扱いについても検討及び具体的な対応を強く求めた。

### 退職手当条例等の一部改正の概要

#### 1 退職手当の支給水準の引き下げ

退職手当の調整率を104/100から87/100に段階的に引き下げるとともに調整率の適用対象に自己都合による退職、勤続25年未満の退職も含める

#### 2 勤続11年未満の公務外死亡退職等の支給率

いままでは、第4条(1.25)が適用されたが第3条(1.00)適用に改める

#### 3 施行期日、経過措置等

- ・施行期日 平成25年4月1日
- ・経過措置

<期間>	<調整率>
現行	104/100
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～ 平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

今後は、交渉の山場を1月18日（金）に設定し引き続き交渉を継続します。各単組においては諸戦術の取り組みをお願いします。

### 道本部春闘討論集会開催

1月11日（金）、12日（土）自治労会館において道本部春闘討論集会が行われます。

1日目は、北海学園大学准教授の川村雅則さんを講師に迎え「公契約条例と自治体—公務の今日的役割を

考える」の講演後、自治労本部より「2013自治労の春闘方針について」提起があります。2日目は、各単組の3役クラスを対象にした「討論コース」と、青

年・女性・現業・次期役員クラス等を対象にした「学習コース」が行われますのでどちらか選択の上参加してください。

1日目終了後には、地本交流会を行いますので引き続き参加してください。

また、1月18日（金）は、

岩内町で石狩・後志合同春闘討論集会を行いますので、組合員の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

詳細については、次号でお知らせいたします。



2012道本部春闘討論集会 山上委員長団結ガンパロー